

<概要> 災害救助法適用地域内の被災契約者様に対する特別措置規程の新設について

この度、京都市民共済生活協同組合の組合員の皆様方が地震や台風などの自然災害により災害救助法が発令されました被災地に居住され、被災されました場合、その救済措置といたしまして、継続契約の締結手続き及び共済掛金の払込みについて、2ヶ月を限度（被災程度により、理事長の判断で、最大6ヶ月まで猶予期間を延長可能）とした特別措置規程を新設し、今年4月1日から運用していくことといたしましたので、ご案内いたします。

1 特別措置の内容

災害救助法が適用された日（以下「法の適用日」という。）から2ヶ月を限度として、次の手続きを猶予いたします。

- (1) 継続契約の締結手続き
- (2) 共済掛金払込み

2 特別措置を適用した共済契約の取扱いについて

(1) 契約の締結手続きを猶予した共済契約について

契約の締結手続きを猶予した共済契約については、法の適用日から2ヶ月の間に契約締結手続きが完了すれば、当該契約が法の適用日以前から継続しているものといたします。

(2) 共済掛金の払込みを猶予した共済契約について

共済掛金の払込みを猶予した共済契約については、法の適用日から2ヶ月の間に共済掛金の払い込みが完了すれば、契約が継続しているものといたします。

3 特別措置適用の周知

京都市をはじめ契約者様が居住される地域におきまして、災害救助法が発令されました場合には、組合のホームページにより特別措置規程の適用の開始を公示いたします。

4 他の損保会社等での運用状況

本特別措置規程については、我が国の損害保険会社及び生命保険会社などで、すでに同様の内容で運用されており、また本組合と提携関係のある「あいおいニッセイ同和損保」におきまして特別措置を適用された内容は、次のとおりとなっています。

◇ 平成26年8月豪雨に対する特別措置

[広島県]広島市（8月20日）

(※) 災害救助法の適用日から最長6ヶ月間（2015年2月末日まで）

◇ 平成26年11月長野県北部地震に対する特別措置

[長野県] 北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、上水内郡小川村（11月22日）

(※) 災害救助法の適用日から2ヶ月間

◇ 平成26年12月雪害に対する特別措置

[徳島県] 三好市、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町（12月8日）

(※) 災害救助法の適用日から2ヶ月間